

清 監 第 40 号

令和4年10月28日

清水町長 関 義弘 様
清水町議会議長 松浦俊介 様
社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会長 原田 茂徳 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 石垣 雅雄

財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等の監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公の施設の名称 清水町福祉センター
指定管理者 社会福祉法人 清水町社会福祉協議会
所管課 福祉介護課

2 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年8月31日までの公の施設の管理に係る事務の執行及び運営に関連する事務

3 監査の実施日

令和4年10月19日

4 監査の実施場所

監査委員室（清水町堂庭210番地の1）
清水町福祉センター（清水町堂庭221番地の1）

5 指定管理施設の概要

施設名 清水町福祉センター
建物概要 本館棟) 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建
老人福祉センター棟) 鉄筋コンクリート造 2階建
作業所棟) 鉄筋コンクリート造 平屋建
車庫棟) 鉄骨造 平屋建 (建築面積 2,096.45㎡)
延床面積 3,619.95㎡
敷地面積 5,447.73㎡

6 指定管理運営業務委託料

令和4年度当初予算額 26,500,000円
令和3年度決算額 26,500,000円

7 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

8 監査の方法

当該施設の指定管理業務について、基本協定書等に基づく管理運営及び収支に係る出納、その他の事務の執行状況など、関連資料の提出を求め、出納関係帳票、その他関係書類との照合等を行ったほか、施設に赴いて現況を確認するとともに担当者等から説明を聴取し、管理業務委託の目的が十分に達成されているか、契約の手続等が適正かつ適切に行われているかに主眼を置き、監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

町からの補助金に係る出納、その他事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿などを確認した結果、軽微な記載誤りが見られたが、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的達成に向け、適切に執行されているものと認められた。

2 監査意見

一般論ではあるが、指定管理者制度のもとでは、当該施設の窓口で直接利用者（住民など）に顔を合わせるのは、業務委託による者となるため、利用者の要望が自治体に伝わらない、伝わるのにも時間がかかり、速やかな対応が望めない場合があると言われている。

清水町福祉センターの指定管理制度による業務委託は、現在、5期目の3年目となる中、一部の窓口で横柄な対応があるとの声が寄せられているため、親切丁寧な対応を心掛けるよう指導を願いたい。

今後、新型コロナウイルス感染症が終息に向かうことを踏まえ、自治体にはない魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実に加え、高齢者を対象にしたスマホ教室を開催するなど、利用者の満足度の向上を目指し、多様な取組を進められたい。